

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3278号)

令和7年11月28日

横情審答申第3278号
令和7年11月28日

横浜市長 山中竹春様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村雅生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年5月30日脱G第273号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「2022年4月以降 2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会に関する以下の文書。A 博覧会協会との送受信メール B 議事録および協議会で配布された文書 C 協議会出席者の作成した文書、例えば復命書」の不開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「2022年4月以降 2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会に関する以下の文書。A 博覧会協会との送受信メール B 議事録および協議会で配布された文書 C 協議会出席者の作成した文書、例えば復命書」を不開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年2月1日付で行った不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書を保有していないため条例第10条第2項により不開示としたもの及び条例第7条第2項第5号柱書に該当するため全部を不開示としたものであって、その理由は、それぞれ次のように要約される。

(1) 行政文書の不存在について

ア 実施機関の職員は、毎日大量の電子メールを送受信しており、これを放置した場合、メールボックスが肥大化し、メールソフトが正常に機能しないことが確認されているほか、パソコンの動作遅延やハードディスクの空き容量の圧迫にもつながることから、適切に業務を執行するため、定期的に電子メールを削除していた。そのため、第1回から第4回までの2027年国際園芸博覧会輸送対策協議会（以下「協議会」という。）に係る送受信メールは削除済みのため、不開示とした。

イ 横浜市職員服務規程（平成21年3月達第3号）第6条第2項は、復命書について、「職員は、上司に随行した場合を除き、出張が終了した場合は、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、軽易な出張の場合又は特に命

令者が認めた場合には、口頭により復命することができる。」と規定している。協議会の会議に出席するための出張は軽易な出張であるため、同項に基づき口頭により復命している。よって、協議会に出席するための出張が終了した際に職員が作成する復命書は作成しておらず、保有していないため、不開示とした。

(2) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

協議会の議事録及び配布資料には、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）が実施する輸送対策のみならず、協議会の構成員が所属する国土交通省、神奈川県、横浜市等が検討している事業内容も含まれている。これらの中には、検討熟度が十分でないものもあり、公にすることにより第三者が介入するなど、適正な事業執行に支障を及ぼすおそれがある。また、これらの文書は、協会から実施機関へ電子メールで提供され、実施機関が保有していたものであるが、協議会の規約により、協議会で使用した資料は原則非公開とされていることから、当然に、公にしないことを前提に提供されたものであると解される。

仮に実施機関がこれらの文書を公にした場合、資料作成に当たり、非公開を前提として情報を提供した協議会の構成員の意向を無視することとなり、協議会の構成員との信頼関係に支障が生じることが懸念される。その結果、事業の適正な遂行及び2027年国際園芸博覧会（以下「博覧会」という。）の開催に重大な影響を及ぼすおそれがある。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの裁決を求める。
- (2) 協会との送受信メールを個別に特定し、削除されたものについてはその日時や削除者ID等が記載された記録の提出を求める。
- (3) 少なくとも令和5年11月6日開催の第4回協議会に関するメールが請求時に存在したはずである。
- (4) 行政文書の公開を原則とする行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び条例の趣旨を鑑みれば、業務効率上必要な文書の削除や破棄がなされた文書であっても、可能な限りの復元や残存文書の開示が必要である。
- (5) 協会との送受信メールのうち、残存する部分（添付ファイル）の開示を求める。
- (6) 議事録及び協議会で配布された文書について、条例第7条第2項第5号柱書の適

用箇所の特定を求める。

5 審査会の判断

(1) 協議会について

協会は、博覧会の準備及び開催運営等を行い、博覧会を成功させることをもって、国際連合の掲げる持続可能な開発目標の達成に貢献するとともに、国際的な園芸文化の普及、花と緑があふれ農が身近にある豊かな暮らしの実現、多様な主体の参画等により幸福感が深まる社会の創造に寄与することを目的として設立された団体である。協議会は、協会が設置した組織であり、来場者の円滑かつ安全な輸送の計画策定に向け、関係する行政機関及び関係団体の意見や知見を踏まえ、来場者輸送の具体的な対策の協議及び調整を行うことを目的としている。

協議会の構成員は、国土交通省、神奈川県及び横浜市（以下「行政機関等」という。）の職員、鉄道事業者等の担当者並びに協会の担当者である。

(2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、別表1に掲げる文書であり、文書1は協会と実施機関の職員との間で送受信された電子メール、文書2から文書5までは第1回から第4回までの協議会の会議の議事録、文書6から文書34までは第1回から第4回までの協議会の会議の配布資料、文書35は協議会への出席を目的とした出張が終了した際に職員が作成する復命書である。

このうち、審査請求人は文書1から文書34までの開示を求めていると解されるため、文書1の不存在及び文書2から文書34までの条例第7条第2項第5号柱書の該当性について、以下検討する。

(3) 本件審査請求文書の不存在について

ア 実施機関は、本件審査請求文書のうち文書1を保有していないと主張しているため、当審査会が実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 文書1は、実施機関の職員1名が代表して送受信していた。

(イ) 文書1は、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）第10条第4項に基づき制定する行政文書分類表（共通）に例示されている「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に当たることから、保存期間は1年未満である。当該職員は1日に200通から300通程度の電子メールを受信していたため、パソコンのハードディスクの空き容量が圧迫されること等を考慮し、保存期間が1年未満の電子メールについては、必要な添付文書

を保存した上で、毎月 1 日頃の週頭に定期的に削除していた。審査請求人は、開示請求書が提出された時点では、第 4 回の協議会の会議に関する電子メールが存在したはずであると主張しているが、当該電子メールは令和 5 年 12 月 1 日の週頭である同年 11 月 27 日に削除していた。そのため、文書 1 は、本件開示請求時点において既に削除しており、保有していない。

(ウ) 文書 1 には、文書 2 から文書 34 までが添付されていたものがあり、これらの文書は電子メールを削除する前に保存している。

(エ) 削除した電子メールを復元することはできず、バックアップデータも存在しない。

イ 当審査会において「令和 4 年度行政文書分類表（共通）」及び「令和 5 年度行政文書分類表（共通）」を確認したところ、「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」の保存期間が 1 年未満であることが認められた。また、保存期間が 1 年未満の行政文書の廃棄については、事務処理上不要となった時点で行なうことが、規則に定められている。

実施機関の説明によると当該職員は毎日大量の電子メールを送受信していたとのことであり、パソコンのハードディスクの空き容量等を考慮し、必要な添付文書を保存した上で「定型的・日常的な業務連絡、日程表等」に当たる電子メールを定期的に削除するという対応は、理解できるものである。

一方、実施機関の説明する廃棄の時期を証明する証拠はない。また、実施機関の説明によれば、令和 5 年 11 月 27 日から開示請求日までの 2 日間にも相当程度の数の電子メールを送受信していると考えられるところ、文書 1 に該当する電子メールが 1 通もないという点にはなお疑問の余地がある。しかし、当審査会で、削除された電子メールの履歴を確認することは技術的に困難であり、実施機関の説明を覆すべき事情も見いだせないことから、これを是認せざるを得ない。

したがって、実施機関が、文書 1 を保有していないとして不開示とした原処分は妥当であるといえる。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 5 号柱書の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 5 号柱書では、「市の機関又は国、・・・他の地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件審査請求文書のうち文書2から文書34までを条例第7条第2項第5号柱書に該当し不開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書のうち文書2から文書34までを見分した上で、以下検討する。

ウ 不開示とした理由について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があつた。

(ア) 配布資料は協会が作成したものだが、行政機関等が管理する道路の交通量や道路施設の情報など、行政機関等が提供したデータを活用して作成されたものも含まれている。本来公開されていないこれらの情報が公になると、道路が混雑する時間帯や交通の滞留地点が明確になり、これを避けるため自動車等が生活道路に流入することなどにより、事故の発生を誘発するおそれがある。また、道路上又は道路沿いにある重要な道路管理施設の位置、通信経路等が公になると、これらを標的とした破壊、妨害等の行為が行われるおそれがある。このような事態が生じた場合、道路を管理する行政機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 博覧会の開催に当たって、来場者がどの方面から来ることが予測され、又はどの地点が混雑する可能性があるかといった情報については、本来ならば、このような情報の分析結果を踏まえ、その対応策を示した上で近隣地域の住民、主要道路の利用者等に説明を行う必要がある。しかし、その段階に至る前に一部の情報のみが公になると、近隣地域の住民等の不安を招き、予期せぬ混乱が生じ、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 協議会の議事及び会議内容を開示していないことから、どのような資料を会議で使用したかということも公になっていないため、議事録及び配布資料の全てを不開示とした。

エ 文書2から文書5までは、第1回から第4回までの協議会の会議の議事録であり、会議の日時、場所、出席者及び議題、検討中の来場者輸送に関する情報、構成員の発言内容等が記載されている。

このうち、検討中の来場者輸送に関する情報、構成員の発言内容等については、検討段階の情報であり、一部の情報のみが公になると、近隣地域の住民等の不安を招き、予期せぬ混乱が生じ、関連する道路等を管理する行政機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。

しかし、別表2に掲げる部分については、会議の概要に関する情報であり、開

示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

オ 文書6、文書14、文書19及び文書26は、第1回から第4回までの協議会の会議の議事次第であり、会議の名称、日時、場所、議事の項目及び配布資料が記載されている。

これらの文書は会議の概要を記載したものにすぎず、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

カ 文書7、文書15、文書20、文書27及び文書28は、第1回から第4回までの協議会の構成員の名簿又は名簿の別紙であり、構成員の所属等、氏名、会議への出欠状況等が記載されている。

このうち別表2に掲げる部分は、協議会の構成員の所属する法人名及び役職名、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の氏名、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の代理出席者の氏名及び役職名、会議への出席の有無等を記載したものにすぎず、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

その余の部分には、協議会の構成員(行政機関等の職員を除く。)の氏名並びに代理出席者(行政機関等の職員を除く。)の氏名及び役職名が記載されている。実施機関はこれらの情報についても本号柱書に該当すると主張するが、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって、本号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

キ 文書8、文書16、文書21及び文書29は、第1回から第4回までの協議会の会議の席次表であり、出席者等の所属する法人名、氏名又は氏及び役職名、会場のレイアウト等が記載されている。

このうち別表2に掲げる部分は、協議会の構成員の所属する法人名及び役職名、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の氏名又は氏、協議会の構成員(行政機関等の職員に限る。)の代理出席者の氏名又は氏及び役職名、会場のレイアウト等を記載したものにすぎず、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

その余の部分には、協議会の構成員（行政機関等の職員を除く。）の氏名又は氏、オブザーバーとして参加している者の氏、代理出席者（行政機関等の職員を除く。）の氏名又は氏及び役職名、協会の職員（交通対策室長を除く。）の氏名及び役職名等が記載されている。実施機関はこれらの情報についても本号柱書に該当すると主張するが、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第2項第1号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。よって、本号柱書について判断するまでもなく、不開示が妥当である。

ク 文書9から文書13まで、文書17、文書18、文書22から文書25まで及び文書30から文書34までは、第1回から第4回までの協議会の会議の配布資料であり、行政機関等が提供した情報等に基づき、協会が作成し、協議会の会議において説明資料として使用されたものである。

配布資料には、博覧会の開催地周辺の交通インフラに関する情報、博覧会開催時に想定される開催地周辺の混雑状況に関する情報、検討中の来場者の輸送方法等が具体的に記載されている。

これらの情報は、行政機関等が提供した公表されていない情報、当該情報を基に検討した来場者の輸送方法に関する情報等であり、協議会の会議が原則として非公開で行われ、会議で使用した資料は公表しないという協議会の規約に基づき、公にしないことを前提に提供され、又は作成されたものである。来場者の輸送に関する計画を策定するために提供され、又は作成されたこれらの情報が、計画を策定する前に公になると、近隣地域の住民等の不安を招き、予期せぬ混乱が生じ、関連する道路等を管理する行政機関等の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は首肯できる。

しかし、別表2に掲げる部分については、会議又は資料の概要に関する情報、開示請求日時点で既に公表されていた資料等であり、開示したとしても事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるとはいえないため、本号柱書に該当せず開示すべきである。

- (5) 審査請求人の他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。
- (6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を不開示とした決定のうち、別表2に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部

分を不開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員　村上裕章、委員　嘉藤亮、委員　齋藤宙也

別表1

審査請求文書	
文書1	協会と実施機関の職員との間で送受信された電子メール
文書2	第1回協議会 議事録
文書3	第2回協議会 議事録
文書4	第3回協議会 議事録
文書5	第4回協議会 議事録
文書6	第1回協議会 議事次第
文書7	第1回協議会 名簿
文書8	第1回協議会 席次表
文書9	第1回協議会 資料1
文書10	第1回協議会 資料2－1
文書11	第1回協議会 資料2－2
文書12	第1回協議会 資料3
文書13	第1回協議会 資料4
文書14	第2回協議会 議事次第
文書15	第2回協議会 名簿
文書16	第2回協議会 席次表
文書17	第2回協議会 資料1
文書18	第2回協議会 参考資料
文書19	第3回協議会 議事次第
文書20	第3回協議会 委員及び出席者名簿
文書21	第3回協議会 席次表
文書22	第3回協議会 資料1－1
文書23	第3回協議会 資料1－2

文書24	第3回協議会 資料2
文書25	第3回協議会 参考資料
文書26	第4回協議会 議事次第
文書27	第4回協議会 委員及び出席者名簿
文書28	第4回協議会 名簿別紙
文書29	第4回協議会 席次表
文書30	第4回協議会 資料1
文書31	第4回協議会 資料2
文書32	第4回協議会 参考資料1
文書33	第4回協議会 参考資料2
文書34	第4回協議会 参考資料3
文書35	復命書

別表2

文書	開示すべき部分
文書2	1枚目1行目から15行目まで、17行目及び24行目の全て、3枚目3行目の全て、4枚目3行目の全て
文書3	1枚目1行目から24行目までの全て、2枚目17行目の全て、3枚目29行目及び31行目の全て
文書4	1頁1行目から22行目までの全て、23行目6文字目から30文字目まで、24行目7文字目から12文字目まで、25行目6文字目から18文字目まで、26行目の全て、27行目7文字目から19文字目まで及び30行目の全て、2頁1行目の全て、2行目7文字目から18文字目まで、7行目の全て、8行目7文字目から16文字目まで及び33行目の全て、3頁15行目及び16行目の全て、17行目7文字目から16文字目まで並びに36行目の全て、4頁28行目及び29行目の全て
文書5	1頁1行目から26行目まで及び31行目の全て、2頁10行目から20行目まで、22行目から24行目まで、28行目、29行目、31行目及び33行目の全て、3頁2行目から4行目まで、6行目、7行目及び35行目の全て、4頁37行目の全て、5頁37行目の全て、6頁14行目、15行目、17行目、18行目及び33行目の全て、7頁1行目、2行目、4行目、5行目及び37行目の全て、8頁9行目から11行目までの全て
文書6	全て
文書7	「所属等」欄の全て、「氏名」欄の1行目から12行目まで及び27行目の全て、「本日の会議への出欠」欄の全て（ただし、7行目10文字目から19文字目まで、8行目16文字目から21文字目まで及び9行目9文字目から14文字目までを除く。）、欄外の全て
文書8	全て（ただし、協議会の構成員（行政機関等の職員を除く。）の氏名並びに代理出席者（行政機関等の職員を除く。）の氏名及び役職名を除く。）

文書9	全て
文書10	全て
文書11	全て
文書12	1枚目の全て
文書13	1枚目の全て
文書14	全て
文書15	「所属等」欄の全て、「氏名」欄の1行目から12行目まで及び27行目の全て、「本日の会議への出欠」欄の全て（ただし、5行目7文字目から15文字目まで、7行目16文字目から21文字目まで、8行目15文字目から20文字目まで及び9行目11文字目から20文字目までを除く。）、欄外の全て
文書16	全て（ただし、協議会の構成員（行政機関等の職員を除く。）の氏名、代理出席者（行政機関等の職員を除く。）の氏名及び役職名、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社企画総務部企画部長として記載されている者の氏名並びに協会の職員（交通対策室長を除く。）の氏名及び役職名を除く。）
文書17	1枚目及び2頁の全て
文書18	1枚目の全て
文書19	全て
文書20	「所属等」欄の全て、「氏名」欄の1行目から12行目まで及び27行目の全て、「本日の会議への出欠」欄の全て（ただし、11行目11文字目から18文字目まで、13行目10文字目から19文字目まで、14行目13文字目から18文字目まで及び16行目11文字目から14文字目までを除く。）、※が記載されている欄の全て、欄外の全て
文書21	全て（ただし、協議会の構成員（行政機関等の職員を除く。）の氏名、代理出席者（行政機関等の職員を除く。）の氏名及び役職名（誤って記載された役職名を含む。）並びに協会の職員（交通対策室長を除く。）の氏名及び役職名を除く。）
文書22	全て
文書23	全て
文書24	1枚目及び2頁の全て
文書25	1枚目の全て
文書26	全て
文書27	「所属等」欄の全て、「氏名」欄の1行目から12行目まで、27行目、29行目及び32行目の全て、「本日の会議への出欠」欄の全て（ただし、7行目の6文字目から13文字目まで、9行目の3文字目から12文字目まで、10行目の8文字目から17文字目まで、11行目の3文字目から12文字目まで、13行目の3文字目から12文字目まで及び14行目の3文字目から14文字目までを除く。）、※が記載されている欄の全て、欄外の全て
文書28	全て
文書29	全て（ただし、協議会の構成員（行政機関等の職員を除く。）の氏、オブザーバーとして参加している者の氏、代理出席者（行政機関等の職員を除く。）の氏及び役職名並びに協会の職員（交通対策室長を除く。）の氏及び役職名を除く。）
文書30	1枚目及び1頁の全て

文書31	1枚目の全て
文書32	全て
文書33	欄外の全て
文書34	1枚目 1行目から3行目までの全て、2枚目 1行目及び2行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を左詰めにして数える。句読点及び記号はそれぞれ1文字と数える。空白は行、文字数に数えない。文書4、文書5、文書7、文書15、文書20及び文書27については項目名を行数に数える。審査請求文書に頁数が印字されている場合は当該数字を頁数とする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 5 月 30 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 7 月 4 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令 和 7 年 8 月 29 日 (第460回第二部会)	・審議
令 和 7 年 9 月 29 日 (第461回第二部会)	・審議
令 和 7 年 10 月 27 日 (第462回第二部会)	・審議